

	番号/項目等	質問内容	回 答
1	プロポーザル説明書10（5）	再委託の禁止に「受託者は、本業務の履行を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。」と記載ありますが、本業務の主たる部分（区役所・支所・カードセンター窓口）は再委託禁止の理解でよろしいでしょうか。	本市が文書で承認した場合はその限りではありませんが、業務の主要な部分又は大部分を第三者に再委託することは認められません。
2	仕様書6（3）	その他留意事項に「管理者は受託者が常勤雇用(継続的に雇用されている者に限る)している者であること」と記載ありますが、これは週5日勤務をしている者が該当する理解でよろしいでしょうか。	継続的に会社の定める常勤職員の勤務時間分雇用されていること（いわゆるフルタイム勤務）を要件としております。
3	仕様書6（3）	その他留意事項に「統括管理者については、マイナンバー実務検定の資格を有すること。」と記載ありますが、資格を証明する書類を業務開始するまでに提出する理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
4	仕様書8（1）	ア（イ）想定される主な内容に「マイナンバーカードの予約方法」の記載がございますが、「京都市マイナンバーカード受取窓口予約システム」及び「電話予約窓口」をご案内するという認識でお間違いないでしょうか。	ご認識のとおりです。
5	企画提案書等作成要領3（1）	「企画提案書は、おおむね20ページ以内として」と記載ありますが、これは表紙と目次を除いたページ数である理解で宜しいでしょうか。	ご認識のとおりです。